

広島市監査委員 山田 康宏
同 福永 宏吉
同 佐々木 壽徳
同 木山 和



包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 対象部局（課） 経済局観光コンベンション推進部
都市計画局都市政策課
安佐北区農林建設部農林課
- 2 監査結果公表年月日 平成12年3月30日（広島市監査公表第6号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一
- 4 監査結果に対する措置状況通知年月日
平成12年 9月25日（経済局観光コンベンション推進部）
平成12年10月18日（都市計画局都市政策課）
平成12年10月10日（安佐北区農林建設部農林課）
- 5 監査の結果（指摘事項）
 - (1) 補助の交付条件の規定化
広島市観光協会事業に対して事業助成が行われているが、その内容は事業助成以外にも団体運営助成が含まれていたため、他の団体と同様に区分して補助されるよう検討すべきである。
 - (2) 補助金の交付方法・支出時期
㈱広島市都市整備公社に対する事業助成補助のうち人件費部分については、期末手当等によって各月の必要資金額は変動しているにもかかわらず、四半期ごとに作成された事業計画に基づき、一定額を毎月概算で支出している。については、月ごとに必要資金を把握しながら支出するように検討すべきである。
 - (3) 安佐北区役所の「“ひろしまそだち”特産化育成事業」において、調査業務委託

を行っているが、業務の実施に当たり検査員任命手続が行われていなかったため、
今後は適正に処理されたい。

6 措置内容

- (1) 平成12年度の広島市観光協会への補助金は、事業助成と団体運営助成に区分して交付した。
- (2) 平成11年12月支給分より、支給月の資金計画額から前月までの執行残額を差し引いたうえで、必要資金額を支出するよう改善した。
- (3) 検査員の任命手続については、所定の施行伺の帳票で行うこととし、今後このようなことのないよう、担当職員研修を実施し、再度、周知徹底を図った。